㈠　製造の方法の基準 *Aspergillus niger*に属する菌株を宿主としたフィターゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後、菌体を殺菌したものをろ過して菌体を除去し、さらに、ろ液を濃縮して製造すること。 ㈡　保存の方法の基準 遮光した密閉容器に保存すること。 ㈢　表示の基準 本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第１位まで）を記載すること。 イ　製剤（その１　液状） ㈠　成分規格 本品は、フィターゼ（その２の⑸）製造用原体に賦形物質を混和した水溶性液状物である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第２法により試験を行う。 試料溶液の調製　フィターゼ（その２の⑴）製造用原体の試料溶液の調製を準用する。 ㈡　保存の方法の基準 フィターゼ（その２の⑸）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 ㈢　表示の基準 フィターゼ（その２の⑸）製造用原体の表示の基準を準用する。 ウ　製剤（その２） ㈠　成分規格 本品は、フィターゼ（その２の⑸）製造用原体に、賦形物質及びポリビニルアルコールの水溶液を混和して顆粒状にした後乾燥し、酸化ポリエチレンワックス、オレイン酸及び水酸化アンモニウムで被覆した顆粒、小片又は粒子である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第２法により試験を行う。 試料溶液の調製　フィターゼ（その２の⑴）製造用原体の試料溶液の調製を準用する。 ㈡　保存の方法の基準 フィターゼ（その２の⑸）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 ㈢　表示の基準 フィターゼ（その２の⑸）製造用原体の表示の基準を準用する。	
(139)～(158)　（略）	(139)～(158)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。